

令和7年1月23日
京丹後市役所

職員の懲戒処分等について

職員の懲戒処分等を行いましたので下記のとおり公表します。

1 処分理由 パワーハラスメント（地方公務員法第29条第1項第3号該当）

当該職員は、同僚職員に対する威圧的で不適切な言動によるパワーハラスメントに該当する行為を行った。

この言動により同僚職員に精神的な不安と著しい苦痛を与え職場における業務上の支障を生じさせ、更に心身の不調により療養が必要な状態になるなど就業環境を悪化させた。

このことは、職場内の秩序を乱し、職員の職の信用を失墜する行為である。

※言動の詳細や被害者に対する情報については、被害者のプライバシーを侵害し、二次被害を与える恐れがあること等から公表を差し控えます。

2 処分内容 懲戒処分「戒告」

3 処分年月日 令和7年1月23日

4 被処分者 弥栄病院 43歳 男性

5 その他 管理監督者として、被処分者の上司である課長級職員を、適切な指導を行わず指導監督に適正を欠いたことを理由に文書訓告とした。

6 市長のコメント

市職員がこのような行為を行いましたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後このようなことが二度と起こらないよう指導を徹底し再発防止に努め、市民の皆様の信用回復に一層努めてまいります。

お問い合わせ先
市長公室 人事課 島貫
電話：0772-69-0150